

大阪地方裁判所堺支部

第1民事部合議B係

裁判長 松田 亨 殿

裁判官 鈴木陽一郎 殿

裁判官 水木 淳 殿

泉南生協・オレンジユープ労働組合地位確認等請求及び損害賠償請求事件
「平成25年(ワ)第1492号・1493号事件」

不当解雇撤回・断罪を求める要請書

大阪府泉南市を中心に活動している泉南生活協同組合（通称オレンジユープ）において、配送担当者が、過酷な長時間労働でタイムカードもなく、残業代の不払いなどの労働条件改善と働きやすい職場を目指し、労働組合を結成しました。しかし、泉南生協・理事会、とりわけ理事長は異常なまでに労働組合を嫌悪し、組合結成から僅か8ヶ月で労働組合員である配送担当者5人全員を一方的に解雇してきました。

この事件に関して、大阪地裁岸和田支部に地位保全仮処分申立を行い、勝利命令が出ました。決定の内容は生協理事会側が主張した整理解雇とは認められず「理事長の態度は従業員および労働組合との協議説明として全く評価できないもので、対応は相当性を欠いている」と断罪されました。しかしながら、生協理事会は全く非を認めておらず、未だ労働者を職場には戻していません。また、大阪府労働委員会での不当労働行為救済申立における尋問でも、理事長は団体交渉にて「労働組合員だから解雇した」と言ったことを認めています。これは明らかに不当労働行為に当り、労働組合潰しを目的としたものであることは明らかです。

解雇された労働者5人及びその家族は、突然将来が全く見えなくなり、精神的にも不安でいっぱい生活を余儀なくされています。一刻も早く職場に戻り、以前の生活に戻りたいと願っています。

裁判所におかれましては、労働者5人の請求を受け止めていただき、公正な判決を強く要請するものです。

年 月 日

氏名	住所

【取扱い団体】 オレンジユープ労組支援共闘会議・生協労連大阪府連合会
〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町8-12 国労南近畿会館2階

大阪地方裁判所堺支部

第1民事部合議B係

裁判長 松田 亨 殿

裁判官 鈴木陽一郎 殿

裁判官 水木 淳 殿

泉南生協・オレンジユープ労働組合地位確認等請求及び損害賠償請求事件
「平成25年(ワ)第1492号・1493号事件」

不当解雇撤回・断罪を求める要請書

大阪府泉南市を中心に活動している泉南生活協同組合（通称オレンジユープ）において、配送担当者が、過酷な長時間労働でタイムカードもなく、残業代の不払いなどの労働条件改善と働きやすい職場を目指し、労働組合を結成しました。しかし、泉南生協・理事会、とりわけ理事長は異常なまでに労働組合を嫌悪し、組合結成から僅か8ヶ月で労働組合員である配送担当者5人全員を一方的に解雇してきました。

この事件に関して、大阪地裁岸和田支部に地位保全仮処分申立を行い、勝利命令が出ました。決定の内容は生協理事会側が主張した整理解雇とは認められず「理事長の態度は従業員および労働組合との協議説明として全く評価できないもので、対応は相当性を欠いている」と断罪されました。しかしながら、生協理事会は全く非を認めておらず、未だ労働者を職場には戻していません。また、大阪府労働委員会での不当労働行為救済申立における尋問でも、理事長は団体交渉にて「労働組合員だから解雇した」と言ったことを認めています。これは明らかに不当労働行為に当り、労働組合潰しを目的としたものであることは明らかです。

解雇された労働者5人及びその家族は、突然将来が全く見えなくなり、精神的にも不安でいっぱい生活を余儀なくされています。一刻も早く職場に戻り、以前の生活に戻りたいと願っています。

裁判所におかれましては、労働者5人の請求を受け止めていただき、公正な判決を強く要請するものです。

年 月 日

住 所

団 体 名

代 表 者 名

【取扱い団体】 オレンジユープ労組支援共闘会議・生協労連大阪府連合会
〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12 国労南近畿会館 2階